

# 第 1 章 基本的事項

この章では、瑞穂町環境基本計画策定の基本的事項（計画の背景、目的、構成、計画期間）および計画改訂の主旨を示しています。



# 1-1 改訂の背景、目的

## 1) 環境問題の変遷

昭和 30 年代から 40 年代にかけて展開された高度経済成長政策による産業化の進展は、国民生活を豊かにしましたが、産業公害や自然破壊という新たな問題を引き起こすことになりました。

昭和 50 年代に入ると、都市化の進展や生活様式の変化とともに、生活排水に起因する水質汚濁や自動車の排気ガスによる大気汚染など、都市・生活型の公害問題が顕在化してきました。

昭和 60 年代以降は、地球温暖化、酸性雨、オゾン層の破壊などの、いわゆる「地球環境問題」が新たな問題として浮かび上がり、地球温暖化の影響と考えられる集中豪雨やゲリラ豪雨、記録的猛暑の発生などにより、私たちの暮らしにも大きな影響を与えてきています。

そして、平成 23（2011）年 3 月に発生した東日本大震災と、これを誘因として発生した原発事故、エネルギー問題などにより、私たちの暮らしを支えるエネルギー環境も大きく変化してきました。

## 2) 世界の取組

世界では、平成 4（1992）年にブラジルで「環境と開発に関する国際連合会議」（地球サミット\*）が開催され、持続可能な開発に向けた地球規模での新たなパートナーシップの構築に向けた「環境と開発に関するリオデジャネイロ宣言」と、この宣言の諸原則を実施するための行動計画である「アジェンダ 21\*」、「森林原則声明」が合意されました。また、「気候変動枠組条約」と「生物多様性条約」が提起され、この会議の場で署名が開始されました。

平成 9（1997）年には「第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（COP3）」が京都で開催され、二酸化炭素などの温室効果ガス\*の排出量を、平成 20（2008）年から平成 24（2012）年までの間に、先進国全体では平成 2（1990）年比で 5%以上（日本 6%など）削減することを目標とする京都議定書\*が全会一致で採択されました。

平成 23（2011）年に南アフリカのダーバンで開催された COP17 では、京都議定書\*を平成 25（2013）年以降も延長することなどが決まりました。しかし日本は、延長後の京都議定書\*に参加しないという方針を表明し、EU を除く主要排出国の多くに削減義務のない空白期間が生じることになりました。

そして平成 26（2014）年の COP20 では、平成 32（2020）年の発効を目指し

---

\*地球サミット：平成 4 年 6 月 5 日を含む 2 週間、ブラジルで開催された環境と開発に関する国連会議

\*アジェンダ 21：「リオデジャネイロ宣言」の理念が具体化された 21 世紀に向けた持続可能な開発の為の実践的な行動計画

\*温室効果ガス：地球から宇宙に放射される赤外線を吸収する性質を持つガス

\*京都議定書：平成 9 年 12 月に京都市で開かれた第 3 回気候変動枠組条約締約国会議（地球温暖化防止京都会議、COP3）で議決した議定書

て平成 27（2015）年の COP21 で合意する予定の温室効果ガス削減の新たな枠組み（先進国だけに温室効果ガスの削減義務を課してきた京都議定書\*に代わり、全ての国が参加する国際的枠組み）の構築へ向け、議論がなされています。

### 3) わが国の取組

わが国においては、環境政策の新しい理念や政策の枠組みを確立する必要があるとの判断のもと、平成 5（1993）年 11 月に「環境基本法\*」が制定されました。そしてこれを受け、平成 6（1994）年 12 月には、わが国最初の総合的環境計画となる「環境基本計画」が策定されました。この中では、地方公共団体に期待される役割として、「地球の環境保全に関する基本的な計画と実行」が示されています。

国の環境基本計画は、その後 3 度の見直しが行われ、平成 24（2012）年 4 月に第四次環境基本計画が閣議決定されました。この計画では、環境行政の究極目標である持続可能な社会を、「低炭素」・「循環」・「自然共生」の各分野を統合的に達成することに加え、「安全」がその基盤として確保される社会であると位置づけ、持続可能な社会を実現する上で重視すべき方向として次の 4 点を設定しました。

- (1) 政策領域の統合による持続可能な社会の構築
- (2) 国際情勢に的確に対応した戦略をもった取り組みの強化
- (3) 持続可能な社会の基盤となる国土・自然の維持・形成
- (4) 地域をはじめ様々な場における多様な主体による行動と参画・協働の推進

### 4) 瑞穂町の取組

瑞穂町では、環境の保全などについての 3 つの基本理念（良好な環境の確保と将来世代への継承、持続的発展が可能なまちづくり、地球環境保全の積極的推進）のもと、町、町民及び事業者の責務などについて定めた「瑞穂町環境基本条例」を平成 19（2007）年 4 月に施行しました。

そして、この環境基本条例の基本理念を具体化し、環境の保全などに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図ることを目的として、平成 21（2009）年 3 月に「瑞穂町環境基本計画」を策定しました。

平成 23（2011）年 3 月に、まちづくりの最上位計画である「第 4 次瑞穂町長期総合計画」を策定し、環境分野では、環境基本計画の推進をはじめ、3R\*活動の推進、省エネルギー及び新エネルギー導入の促進、地球温暖化対策実行計画の策定及び

---

\*京都議定書：P134

\*環境基本法：日本の環境政策の根幹を定める基本法

\*3R（スリーアール）：環境と経済が両立した循環型社会を形成していくための 3 つの取り組み（リデュース、リユース、リサイクル）の頭文字をとったもの。リデュース（REDUCE）は、使用済みになったものが、なるべくごみとして廃棄されることが少なくなるように、ものを製造・加工・販売すること、リユース（REUSE）は、使用済みになっても、その中でもう一度使えるものはごみとして廃棄しないで再使用すること、リサイクル（RECYCLE）は、再使用ができずにまたは再使用された後に廃棄されたものでも、再生資源として再生利用すること。

推進に取り組んでいます。そして、平成24（2012）年3月に、現計画においてその作成を位置づけられた「瑞穂町地球温暖化対策実行計画」を策定し、現在はこれらの計画の推進に取り組んでいます。

## 1-2 改訂の主旨

平成21（2009）年3月に、「瑞穂町環境基本計画」を策定し、町として、その推進に努めてきているところです。しかしながら、平成23（2011）年3月に発生した東日本大震災と、これを誘因として発生した原発事故により、私たちの日常生活の中で節電などの省エネルギー対策に取り組むようになりました。同時に、再生可能エネルギー\*の必要性を広く意識するようになり、太陽光発電システムなどを設置する町民や事業者も増えてきました。

このような社会情勢の大きな変化を受け、町の環境施策を推進していくために、また、現計画策定後に策定された「第4次瑞穂町長期総合計画」、「瑞穂町都市計画マスタープラン」や「瑞穂町景観基本計画」などの関連する諸計画との整合性を高めるため、計画期間の途中ではありますが、「瑞穂町環境基本計画」の改訂を行うこととしました。

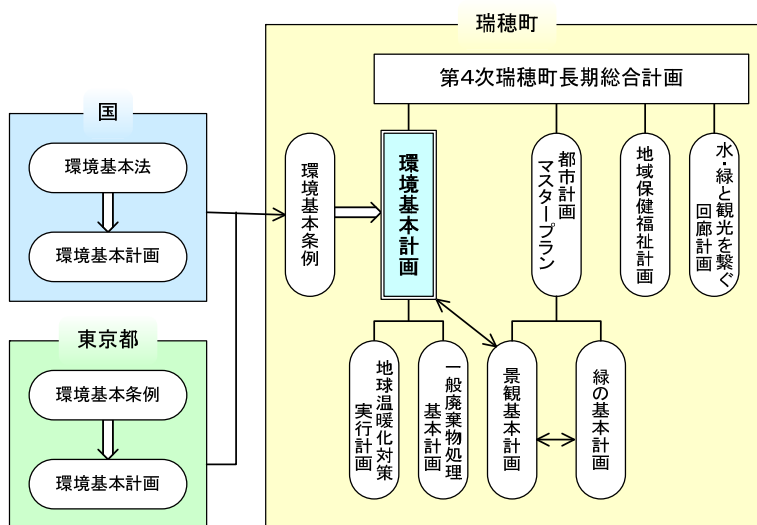
なお、本改訂を現計画の後期計画と位置づけるため、全面的な改訂とはせず、基本目標や望ましい環境像などについては現計画を踏襲していきます。

## 1-3 計画の位置づけ

「瑞穂町環境基本計画」は、瑞穂町環境基本条例に基づいて策定し、第4次瑞穂町長期総合計画を上位計画とした環境分野のマスタープランとして位置づけるものとします。

また、すべての個別計画・行政施策は、環境基本計画の趣旨を尊重し、環境への配慮を必要とします。

図 1-1 計画の位置づけ



\*再生可能エネルギー：エネルギー供給事業者による非化石エネルギー源の利用及び化石エネルギー原料の有効な利用の促進に関する法律で「エネルギー源として持続的に利用することができる」と認められるものとして、太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、大気中の熱その他の自然界に存する熱、バイオマスが規定されている

## 1-4 計画の構成

本計画の構成は、以下のとおりです。なお、第6章に計画の進捗状況及び達成状況を確認するための項目として、計画の目標を新たに追加いたしました。

### 第1章 基本的事項

計画策定の基本的事項（計画の背景、目的、構成、計画期間）および計画改訂の主旨を示しています。

### 第2章 瑞穂町の環境の現況と課題

様々な統計資料より瑞穂町の環境の現況について整理した結果と、各環境要素から得られる課題を示すとともに、現計画の進捗状況を整理しています。

### 第3章 基本目標、望ましい環境像と基本方針

本計画の基本目標と望ましい環境像を実現するための基本方針を示しています。

### 第4章 望ましい環境像を実現するための取組

望ましい環境像を実現するために、町が取り組んでいく施策の内容を基本方針ごとに整理しています。

### 第5章 瑞穂町の環境配慮行動・指針

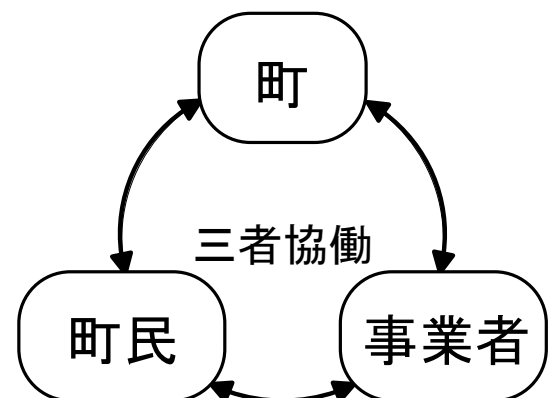
町民、事業者が取り組むべき環境配慮行動・指針を場面別、業種別に整理しています。

### 第6章 計画の推進体制と進行管理

本計画を着実に推進していくための体制や、計画の進行管理方法について示しています。

## 1-5 計画の主体

瑞穂町環境基本計画では、町、町民及び事業者の環境保全に対する責任について明らかにするものとし、環境基本計画の実効性を高めるため、それぞれが環境保全の主体として、目標達成のために取り組みを進めることとします。



## 1-6 計画対象区域及び計画の期間

計画の対象区域は、瑞穂町の行政区域全体とします。なお、町が単独で行えない場合や連携することによって効果が得られる場合は、周辺の市町村や東京都、国との協力を検討することとします。

計画の期間は、当初計画の目標年度である平成 30（2018）年度までとします。

図 1-2 計画期間



図 1-3 瑞穂町の位置



